令和８年 10 月

笠岡市不育治療支援事業のご案内

笠岡市では，不育治療を受けるご夫婦に対し，経済的負担を軽減するために，治療に要した費用の一部を助成します。

１ 対象者（以下の要件をすべて満たす方）

① 治療開始日から申請日まで，ご夫婦ともに笠岡市に住民票があること
（治療開始日から治療終了日までの間に本市に転入した場合を除く。）

② 夫婦が婚姻していること （事実婚も含む。）

③ 笠岡市税（市民税，固定資産税等）等の滞納がないこと

④ 同一の治療に係る医療費に対して他の自治体から補助を受けていないこと

２ 対象となる治療

不育症と診断され，その要因を調べるために行われた検査の結果に基づき，考えられるリスク因子に対して行われる治療

※令和８年４月１日以降に治療開始したものに限ります。

※治療に係る院外処方がある場合は，薬局へ支払った薬剤費も含みます。

※入院室料（差額ベッド代），食事療養費，文書料等の治療に直接関係ない費用は対象外です。

３ 助成金額

<table>
<tr><th>申請区分</th><th>１回の治療当たりの助成額</th><th colspan="2">助成上限額</th></tr>
<tr><td>保険適用</td><td rowspan="2">高額療養費や付加給付金を除いた
自己負担額</td><td>３万円／回</td><td rowspan="2">計６回まで</td></tr>
<tr><td>保険適用外</td><td>１５万円／回</td></tr>
</table>

※助成額は，1,000 円未満切り捨てとなります。

※医療保険者から高額療養費・付加給付の支給がある場合，その額を差し引いた額を助成対象額とします。

４ 申請方法（治療１回ごとに申請）

申請期限：治療が終了した日が属する年度の３月３１日まで（高額療養費の還付手続き等でやむを得ず間に合わない場合は，治療が終了した翌年度の申請も可）

5　申請に必要な書類

以下の書類を子育て支援課へ提出してください。

全員提出	□	①笠岡市不育治療支援事業補助金交付申請書（様式第１号）
	□	②不育治療支援事業受診証明書（様式第２号）・・・文書料は自己負担です。
	□	③医療機関が発行する領収書と診療明細書（原本）
該当する方のみ提出	□	④不育治療支援事業調剤証明書（様式第３号）と調剤薬局の領収書（原本）
	□	⑤戸籍全部事項証明書・・・別世帯の夫婦，事実婚の男女は提出が必要です。
	□	⑥事実婚関係に関する申立書
	□	⑦高額療養費の支給決定通知書・・・医療保険者から支給を受ける場合
	□	⑧高額療養費の自己負担限度額の適用区分が分かる書類
	□	⑨付加給付金の支給決定通知書・・・医療保険者から支給を受ける場合

※申請内容によっては，表面以外にも書類の提出をお願いする場合があります。

※医療機関での証明書発行に時間がかかる場合がありますので,お早めに依頼してください。

6　書類の提出先

子育て支援課の窓口へ直接提出または，郵送してください。

※郵送の場合は，本人確認できるもの（運転免許証等の写しなど）と振込先口座の確認ができるもの（通帳の写しなど）を必ず添付してください。

◇申請・お問合せ先◇

笠岡市　子育て支援課

〒７１４－８６０１　笠岡市中央町１番地の１

☎０８６５－６９－２１３２

月～金曜日（祝日，年末年始を除く）

９時 00 分～16 時 30 分

様式は HP から

ダウンロードできます

